

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成22年12月14日

佐賀県収用委員会

会長 牟田 清 敬

- 1 起業者の名称 国土交通大臣 馬淵澄夫
- 2 事業の種類 一般国道203号改築工事（巖木バイパス・佐賀県唐津市相知町長部田字下の谷地内から同市巖木町岩屋字屋敷田地内まで）
- 3 裁決手続開始の決定事項

- (1) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在：唐津市相知町長部田字下の谷

地番	地目		地積(m ²)		決定した土地の区域の面積(m ²)
	公簿	現況	公簿	実測	
1617番	墓地	墓地	59	59.03	59.03

- (2) 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	持分
田代タツエ	伊万里市松浦町提川569番地	42000分の1170
荒木勝晴	大阪市大正区泉尾五丁目6番10号	42000分の234
田村敬子	大阪市鶴見区諸口四丁目12番6-603号	42000分の234
荒木一孝	兵庫県伊丹市春日丘二丁目34番地5	42000分の234
荒木貞文	大阪府東大阪市中鴻池町二丁目4番14号	42000分の234
吉松 一	唐津市相知町長部田1607番地	42000分の2040
吉松一一	宮崎県児湯郡川南町大字川南25200番地10	42000分の2040
吉松静雄	千葉県八千代市高津309番地6	42000分の2040
吉松正雄	福岡県宗像市自由ヶ丘十丁目22番地6	42000分の2040

(3) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

4 裁決手続の開始を決定した年月日

平成 22 年 11 月 24 日